

令和 8 年 5 月 25 日

伊藤忠連合健康保険組合  
理事長 齋藤 一也

組合規約の一部変更について

組合規約第 4 条「別表 1」に、

「I & B コンサルティング株式会社 東京都港区」を加える。

附則

(施行期日)

この規約は、令和 8 年 5 月 15 日から施行し、令和 8 年 5 月 1 日から適用する。

以上